

仕様書

1 案件名称

若者向け消費者啓発動画制作業務委託

2 事業目的

2022年4月の民法改正に伴い、成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、18歳になれば保護者の同意なく自らの意思で契約できるようになった一方で、18歳から19歳の未成年者取消権が認められなくなった。

また、社会のデジタル化が進展し、悪質で巧妙な手口が次々に現れることなどにより、インターネット上の取引やSNSをきっかけとする消費者トラブルが増加しており、社会経験や契約に関する知識に乏しい若年者の消費者トラブルの増加や深刻化が懸念されることから、若年者の被害の未然防止に取り組む必要性が一層高まっている。

社会経験や契約に関する知識の乏しい若年者（概ね18歳～24歳）を中心に、消費者トラブルを自分事として捉え、日常生活に潜む消費者トラブルのきっかけに気づいてもらうとともに、他の世代に比べて、消費者センターの認知度が低い傾向にあることから、トラブルに遭遇した時は、身近な相談先として消費者センターに相談できることを知ってもらう必要がある。

本事業では、若年者の消費者被害の未然防止と消費者センターの認知度向上を図るため、啓発動画を制作する。

3 契約期間

契約締結日から令和9年2月15日まで

4 業務内容

(1) 計画書の作成

契約締結後、本市指定場所にて速やかに本市と打ち合わせを実施する。打ち合わせ実施後、本事業に係る計画書を作成し、本市と内容を調整の上、提出すること。

(2) 動画の作成

計画書に基づき、動画案（絵コンテ）2パターン（別のテーマ）を契約締結日より30日以内に作成し、本市に提出すること。

※作成にあたっては、次のア～エを満たすこと。

ア 悪質なネット通販、ネットでの副業、美容医療、課金トラブルなど、近年若年者に多いトラブル最新の事例を踏まえて、訴求力のある内容とすること。

イ 若年者は、幼いころからインターネットに慣れ親しんだ世代であることから、スマートフォンやSNSを介したトラブル要素を必ず内容に加味すること。

- ウ 若年者の消費者センターの認知度向上につながる内容とすること。
- エ 大阪市消費者教育推進計画（第2期）に沿った内容であること。

<https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/page/0000597845.html>

提出された動画案（絵コンテ）に対し、本市は校正を行うが、校正については2回程度を想定している。本市が校正指示を行った場合、校正指示を受けた日から起算し、5営業日以内に校正案を本市に提出すること。

本市が動画案（絵コンテ）を承認した後、下記に基づき動画を作成し、本市へ納品すること。

●動画の規格等

秒数	本数	規格（ファイル形式/解像度）
30秒以内	2本	MPEG-4（拡張子は『.mp4』）/ 16:9のフルHD（1080）

※動画には字幕をつけること。また、必要に応じてテロップを付けること。（スピーカーのない環境（無音声）での放映時も問題のない様に考慮すること。

(3) 納品物

- ア 4(1)の計画書 契約締結日より30日以内
CDで1枚
- イ 4(2)の動画 本市承認日より起算して50日以内
動画データを記録したDVDを2枚
 - ・コピーガードは行わず、発注者が複製できるようにすること。
 - ・ウイルスチェックを行うこと。

(4) 納品場所

〒559-0034
 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 アジア太平洋トレードセンターITM棟3階
 大阪市消費者センター
 電話：06-6614-7522 FAX 番号：06-6614-7525

5 一括再委託等の禁止

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについて

は、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、(3)に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

6 留意事項

- (1) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じること。また、個人及び法人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置、体制を講じること。
- (2) 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施
受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪府が定めた「大阪府における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、「令和8年度 障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」（別紙）を研修実施後速やかに発注者に提出すること。

7 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、発注者と十分に協議し、あらかじめ発注者の承諾を得ること。
- (2) 業務終了後に詳細な経費内訳書を提出すること。
- (3) 制作物の素材が、他社の肖像権・所有権・著作権などを侵すものでないこと。当該素材の使用による権利侵害の紛争などが生じた場合は、受注者の責任・負担において

て一切を処理すること。

- (4) 契約書及び仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議のうえ定める。
- (5) 受注者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用は負担しない。
- (6) 本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議を行い、指示に従うこと。